

一般財団法人佐賀県教職員互助会現職互助部給付規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人佐賀県教職員互助会運営規則（以下「規則」という。）

第3条の規定に基づき、現職互助部給付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求)

第2条 規則第13条の規定による給付の請求は、請求書に必要な書類を添え所属長の認印を受けて、理事長に提出しなければならない。

(事実の認定等)

第3条 規則第13条に定める事実の認定及び金額の査定は理事長が行う。

(扶養家族)

第4条 この規程で扶養家族とは、公立学校共済組合佐賀支部において被扶養者として認定された者及び理事会において被扶養者と認定した者をいう。

(会員管理)

第5条 理事長は、会員の異動状況を明らかにしておかなければならない。

第6条 削除

第2章 福祉給付

(結婚祝金)

第7条 会員が結婚したとき又は結婚のため退職し退職後3月以内に結婚したときは、結婚祝金として50,000円を給付する。

2 前項の規定により結婚祝金の給付を受けようとする者は、結婚祝金等請求書（別記様式第8号）に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

(遺児奨学金)

第8条 扶養家族（扶養家族ではないが現に親子関係にある者を含む。以下この条において同じ。）を有する会員が死亡したときは、会員が死亡した月の翌月からその扶養家族が18歳で迎える3月31日までの期間（12年間を限度とする。）1人につき、月6,000円の割合で計算した額の遺児奨学金を給付する。

2 前項の規定により遺児奨学金の給付を受けようとする者は、会費積立金等請求書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

(あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師等施術料補助金)

第9条 会員が運動器疾患又は慢性病等により一般財団法人佐賀県教職員互助会が指定する施設において、あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師等の施術を受け、その施術料を負担したときは、1日1回につき1,000円を給付する。ただし、年18回までとし、公立学校共済組合等の療養費の給付対象となったときは給付しない。

2 前項の規定によりあん摩マッサージ師・はり師・きゅう師等施術料補助金の給付を受

けようとする者は、あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師等施術料補助金請求書（別記様式第9号）に必要事項を記入のうえ理事長に請求しなければならない。

（扶養家族医療補助金）

第10条 会員の扶養家族が疾病又は負傷により療養（食事の提供である療養を除く。第11条において同じ。）を受けたときは、扶養家族医療補助金を自動給付する。ただし、非共済組合員は、非共済組合医療費補助請求書（別記様式第7号）に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

2 公立学校共済組合の組合員である会員の扶養家族に係る前項の補助金の額は、療養月毎に当該医療費（公立学校共済組合の家族療養の対象となる医療費をいう。）の額から公立学校共済組合の法定給付額及び附加給付額並びに他の法令等に基づく医療給付額の合計額を控除して得た額から1,500円を控除した額に100分の40を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 公立学校共済組合以外の共済組合の組合員である会員の扶養家族に係る第1項の補助金の額は、療養月毎に当該医療費（当該共済組合の家族療養の対象となる医療費をいう。）の額から当該共済組合の法定給付額、公立学校共済組合の附加給付に関する規定を適用した場合に給付されることとなる附加給付相当額（以下この条において「附加給付相当額」という。）及び他の法令等に基づく医療給付額の合計額を控除して得た額から1,500円を控除した額に100分の40を乗じて得た額と附加給付相当額から当該共済組合の附加給付額を控除して得た額との合計額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 健康保険法の適用を受けている会員の扶養家族に係る第1項の補助金の額は、療養月毎に当該医療費（健康保険法の対象となる医療費をいう。）の額から健康保険法の法定給付額、附加給付相当額及び他の法令等に基づく医療給付額の合計額を控除して得た額から1,500円を控除した額に100分の40を乗じて得た額と附加給付相当額との合計額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けている扶養家族に係る第1項の補助金の額は、療養月毎に当該医療費（高齢者の医療の確保に関する法律の対象となる医療費をいう。）の額から高齢者の医療の確保に関する法律の法定給付額、附加給付相当額及び他の法令等に基づく医療給付額の合計額を控除して得た額から1,500円を控除した額に100分の40を乗じて得た額と附加給付相当額との合計額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（会員医療補助金）

第11条 会員が疾病又は負傷により療養を受けたときは、会員医療補助金を自動給付する。ただし、非共済組合員は、非共済組合医療費補助請求書（別記様式第7号）に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

2 公立学校共済組合の組合員である会員に係る前項の補助金の額は、療養月毎に当該医療費（公立学校共済組合の療養の対象となる医療費をいう。）の額から公立学校共済組合

の法定給付額及び一部負担金払戻金額並びに他の法令等に基づく医療給付額の合計額を控除して得た額から700円を控除した額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 公立学校共済組合以外の共済組合の組合員である会員に係る第1項の補助金の額は、療養月毎に当該医療費（当該共済組合の療養の対象となる医療費をいう。）の額から当該共済組合の法定給付額、公立学校共済組合の一部負担金払戻金に関する規定を適用した場合に給付されることとなる一部負担金払戻金相当額（以下この条において「一部負担金払戻金相当額」という。）及び他の法令等に基づく医療給付額の合計額を控除して得た額から700円を控除した額に100分の50を乗じて得た額と一部負担金払戻金相当額から当該共済組合の一部負担金払戻金相当額を控除して得た額との合計額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 健康保険法の適用を受けている会員に係る第1項の補助金の額は、療養月毎に当該医療費（健康保険法の療養の対象となる医療費をいう。）の額から健康保険法の法定給付額、一部負担金払戻金相当額及び他の法令等に基づく医療給付額の合計額を控除して得た額から700円を控除した額に100分の50を乗じて得た額と一部負担金払戻金相当額との合計額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（休業手当金）

第12条 会員が疾病により休職し、公立学校共済組合の傷病手当金附加金の支給期間が満了したときは、満了した日の翌日の属する月から復職した日の属する月の前月又は退職した日の属する月までの期間、1月につき100,000円の休業手当金を給付する。ただし、臨時的任用職員は除く。

2 前項の規定により休業手当金の給付を受けようとする者は、傷病手当金等請求書（別記様式第5号）に必要な事項を記入のうえ、理事長に請求しなければならない。

（介護休暇給付金）

第13条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「条例」という。）の適用を受ける会員が条例の規定に基づき介護休暇を取得した場合において、給与が減額されたときは、介護休暇給付金を給付する。

2 介護休暇給付金の額は、減額された額に100分の60を乗じた額から国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第51条の10の3の規定により支給された介護休業手当金、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の3の規定により支給される介護休業手当金又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の6の規定により支給される介護休業手当金の額を控除して得た額とし、介護休業手当金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定により介護休暇給付金の給付を受けようとする者は、介護休暇給付金請求書（別記様式第10号）に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

4 条例の適用を受けない会員に係る介護休暇給付金の給付は、条例の適用を受ける会員の例による。

(妊産婦検診料補助金)

第14条 会員又はその配偶者（扶養家族に限る。）が妊娠から出産（妊娠4か月（85日）以上の異常分娩、流産、死産を含む。）するまでの間において、医師等の検診を受けた場合は、検診料の一部を補助する。

2 会員の妊産婦検診料補助金の額は10,000円とする。ただし、流産、死産の場合はそれまでの間の月数に1,000円を乗じた額とする。

3 会員の配偶者の妊産婦検診料補助金の額は、会員の半額とする。

4 第2項から前項の請求については、出産費等請求書（別記様式第3号）をもって兼ねることとする。

(災害見舞金)

第14条の2 会員が火災、風水害及び震災等の非常災害により、住居又は家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じ、次表の災害見舞金を給付する。

損害の程度	金額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	500,000円
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき	300,000円
4 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
5 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	
6 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
7 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき	200,000円
8 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
9 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき	
10 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
11 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき	150,000円
12 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
13 住居又は家財の1/5以上が焼失し、又は滅失したとき	50,000円
14 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

2 前項の規定により災害見舞金の給付を受けようとする者は、災害見舞金等請求書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

(傷病見舞金)

第14条の3 会員が疾病又は負傷により30日を超えて療養のため入院をしたとき、その30日を超えた日から退院した日までの期間について1日につき1,000円を給付する。ただし、150日を限度とし、臨時的任用職員は除く。

2 へき地に勤務する会員については、1回につき10,000円を加算する。

3 前2項の規定により、傷病見舞金の給付を受けようとする者は、療養費・家族療養費等請求書（別記様式第11号）に必要な事項を記入のうえ、理事長に請求しなければならない

い。

(療養見舞金)

第14条の4 会員が疾病により休職したときは、休職後6月を経過するごとに、60,000円の療養見舞金を自動給付する。ただし、臨時的任用職員は除く。

(死亡弔慰金)

第14条の5 会員又は扶養家族が死亡したときは、次表の死亡弔慰金を給付する。

区 分	金 額
会員	800,000円
配偶者	150,000円
家族(配偶者を除く。)	70,000円 (ただし、生後1月迄の 乳児死亡の場合は、 35,000円)

2 前項の規定により死亡弔慰金の給付を受けようとする者は、会員が死亡したときは会費積立金等請求書(別記様式第4号)に、家族が死亡したときは埋葬料等請求書(家族)(別記様式第4-1号)に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

(リフレッシュ助成)

第14条の6 会員が在会年数10年目を迎えたときは20,000円、20年目及び30年目を迎えたときは40,000円を自動給付する。ただし、教員の場合は、在会年数10年目は給付をせず、20年目及び30年目は20,000円を自動給付とし、臨時的任用職員は除く。

2 昭和51年4月1日以前から引き続き会員の資格を有している者については、退会時に40,000円を自動給付する。

(出産手当金)

第14条の7 会員又はその配偶者(扶養家族に限る。)が正常分娩及び妊娠4か月(85日)以上の異常分娩(流産・早産・死産等)をしたときは、出生児1人につき次表の出産手当金を給付する。

区 分	金 額
会員	50,000円
会員の配偶者	25,000円

2 前項の規定により出産手当金の給付を受けようとする者は出産費等請求書(別記様式第3号)に必要な書類を添えて理事長に請求しなければならない。

(教員免許状更新講習受講助成)

第14条の8 教員である会員が在会年数10年目、20年目及び30年目を迎えたときは20,000円を自動給付する。ただし、臨時的任用職員は除く。

2 前項の給付は自動給付とする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 財団法人佐賀県教育職員互助会給付及び貸付規程（昭和49年6月22日）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 前2項の規定に関わらず、この規程の適用日前の給付事由に係る給付については、なお従前の例による。ただし、平成25年3月31日以前の療養に係る医療補助金については、旧規程第7条中に「1,000円」とあるのは「500円」と、旧規程第11条中に「額から300円を控除した額」とあるのは「額」と読み替えるものとする。また、平成25年3月31日以前の正常分娩等に係る出産手当金については、旧規程第14条の7の表中「25,000円」とあるのは「50,000円」と読み替えるものとする。
- 4 旧規程の規定に基づき既に提出された給付又は貸付に係る申請書等については、旧規程の規定に対応するこの規程の規定により提出されたものとみなす。
- 5 この規程施行の際、旧規程の貸付けの規定により現に受けている貸付けについては、この規程の規定に基づいて貸し付けられたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 一般財団法人佐賀県教職員互助会給付及び貸付規程（昭和26年4月1日）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程の規定に基づき既に提出された給付に係る申請書等については、旧規程の規定に対応するこの規程の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規程施行の際、旧規程の貸付けの規定により現に受けている貸付けについては、一般財団法人佐賀県教職員互助会貸付規程（平成28年4月1日施行）の規定に基づいて貸し付けられたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。